令和７年度

鉾田市持続した経営支援事業給付金

募 集 要 領

鉾　田　市

１．趣旨

創業間もない市内事業者の事業継続を支援し，市内における商業等の振興及び活性化を図るため，創業者が賃借している市内事業所等の賃料に対し予算の範囲内において給付金を支給します。

２．支給対象者

支給の対象となる者（補助対象者）は，下記に該当する者若しくは団体又はグループ（以下，「団体等」という。）が対象となります。

（１）　申請時点で創業の日から１年を経過し，かつ，３年以内の者で給付金の受給後も事業を継続する意思のある者(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)

（２）　前各号に掲げるもののほか，市長が特に商業等の振興及び活性化に寄与すると認める者

上記（１）から（６）までに該当する者若しくは団体等であっても，下記に該当する者若しくは団体等は対象外となります。

（ア）市税及び市民法人税を滞納している者（納税義務のない任意の団体等においては，その団体等の代表とする。）

（イ）宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者

（ウ）鉾田市暴力団排除条例（平成２３年鉾田市条例第１３号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号から第３号までの規定に該当する者

（エ）暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者

（オ）法人でその役員（団体等においては，その団体等を構成する者とする。）のうちに，暴排条例第２条第２号又は第３号に該当する者がいる者

（カ）過去に鉾田市持続した経営支援事業給付金又は他の類似する補助金等の支給を受けた者

３．給付金の支給対象の事業所の要件

給付金の支給対象の事業所の要件は，下記に該当するものが対象となります。

賃貸借契約に基づき支給対象者が賃借している鉾田市内の事業所

(住居兼事業所の場合，事業所の専有部分が過半数を占めていることを面積案分等により合理的に算出できる場合に限る。)

上記に該当しても下記に該当するものは対象外となります。

(ア)　転貸を目的とした事業所(又貸し)

（イ）　賃貸契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の事業所(自己取引)
（ウ）　賃貸契約の賃貸人と賃借人が配偶者または三親等以内の事業所(親族間取引)
（エ）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 12 号)第２条第１項に規定する風俗営業，又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業の対象となる営業を行う事業所
（オ）　フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業所
（カ）　太陽光発電に係る事業所

４．給付金の額

給付金の額は下記の方法で算出した金額となります。

基準額　→１か月分の賃料(管理費及び共益費を除く。)

（1）　基準額が８万円未満の場合，基準額に２分の１を乗じて得た額に 12 を乗じた額
（2）　基準額が８万円以上の場合，48 万円

注１　給付金の額に１千円未満の端数があるときは，これを切り捨てます。
注２　住居兼事業所の場合，給付金の額は半額となります。

５．申請の方法と申請書の提出先等

（１）申請の方法
別添の「鉾田市持続した経営支援事業給付金申請書(様式第１号)」に必要事項をご記入のうえ，関係書類を添えて申請ください。
なお，申請書様式は，鉾田市ホームページでもダウンロードできますのでご利用ください。
（２）申請書の提出先
鉾田市商工観光課
注１　書類の確認を行いますので，鉾田市商工観光課へ直接提出してください。（旭・大洋市民センターでの受付はできません。）
（３）申請の受付期間
令和８年２月２７日（金）（期間厳守）
（４）申請上の留意点
ア　申請書の記入漏れ又は関係書類の添付不足の場合，原則，申請書の受付はできませんので，あらかじめご了承ください。
イ　土曜・日曜・祝祭日においては，申請の受付はできません。また，受付期間を過ぎた申請も受付できません。
ウ　申請書に添える関係書類以外に，参考資料の提出を求めることがあります。
エ　提出された申請書一式は，原則，返却できません。

６．留意事項

給付金の支給決定通知を受けた者は，下記についてご留意ください。

（１）鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱及び鉾田市補助金等交付規則を遵守してください。
（２）給付金の申請に関する帳簿やその他の根拠書類は，給付金の申請の翌年度から起算して５年間保存してください。
（３）給付金の支給決定に付した条件，この要綱の規定及びその他法令等に反したとき，偽りや不正な手段により給付金の支給を受けたときなどは，給付金の取消しを求めることがあります。

７．申請から給付金の振込みまで（概要）

申請書の提出
申請受付：令和８年２月２７日（金）（期間厳守）
（申請書の提出は，鉾田市役所商工観光課まで。）

支給(不支給)決定通知
申請者宛てに給付金の支給（不支給）決定通知書を送付します。

請求書の提出
支給決定通知書を受けた後，請求書を提出してください。

給付金の振込み
ご指定の口座に給付金を振込みます。
（現金でのお渡しは不可。）

８．お問い合わせ先

ほこまる 鉾田市マスコット・キャラクター

『持続した経営支援事業』に関するお問い合わせ

鉾田市 商工観光課
〒３１１-１５９２ 鉾田市鉾田１４４４番地１
電話番号：０２９１-３６-７６５５

様式第１号(第６条関係)

鉾田市持続した経営支援事業給付金申請書

年　　月　　日

鉾田市長　宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては，主たる事業所の所在地，その名称及び代表者氏名)
電話番号

鉾田市持続した経営支援事業給付金の支給を受けたいので，鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱第６条の規定により，次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

創業日・法人設立日	年　　月　　日
給付金の対象事業所の名称(屋号)	
給付金の対象事業所の住所	
業種	
１か月相当の賃料(基準額)	円(管理費及び共益費を除く)
給付金申請額※	円（1,000円未満切捨て）

【給付金申請額の計算方法】※住居兼事業所の場合，給付金の額は半額
(1)基準額が８万円未満の場合，基準額の２分の１を乗じて得た額に12を乗じた額
(2)基準額が８万円以上の場合，48万円

添付書類
（１）賃貸契約書の写し
（２）開業届の写し(申請者が法人の場合は，法人設立届の写し)
（３）申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合は，法人の登記事項証明書の写し)
（４）誓約書(様式第２号)
（５）直近１か月の家賃を支払ったことがわかる書類(領収書等)
（６）事業所の専有部分を合理的に算出資料できる資料(住居兼事業所の場合のみ)
（７）前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める

様式第２号(第６条関係)

誓約書

年　　月　　日

鉾田市長　宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては，主たる事業所の所在地，その名称及び代表者氏名)
電話番号

私は，下記の内容について，相違ないことを誓約します。

なお，事実と相違することが判明した場合には，当該事実に関して，市が行う一切の措置について，異議の申立てを行いません。

また，誓約した下記の内容について，市が確認のために行う関係機関への照会を行うことについて承諾します。

記

１　市税及び市民法人税の滞納はありません。
２　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としておりません。
３　鉾田市暴力団排除条例(平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第２条第１号から第３号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当しておりません。
４　暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。
５　法人でその役員のうちに，暴排条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。
６　他の類似する給付金等の支給は受けておりません。
７　鉾田市持続した経営支援事業給付金支給要綱及び関係法令等を遵守します。